入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年4月4日

支出負担行為担当官

中国地方整備局副局長　尾藤　　勇

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　34

○第１号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　水島港水島玉島地区臨港道路（渡河部）橋梁上部工事（その２）

⑶　工事場所　岡山県倉敷市高梁川河口

⑷　工事内容　橋梁上部　工場製作工　１式、鋼橋架設工　１式、橋梁現場塗装工　１式、床版工　１式、橋梁付属物工　１式

なお、詳細は入札説明書を参照すること。

⑸　工期　契約締結日から平成28年３月24日までとする。

⑹　本工事においては、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出、入札等を電子入札システムで行う。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑺　本工事は、入札時に「上部工の品質向上に資する海上からの架設に関する技術提案」及び「床版コンクリートの品質向上に資する技術提案」を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式「技術提案評価型Ｓ型」の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるか否かを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。

⑼　本工事の入札において、低入札調査基準価格を下回る金額でもって応札が行われた場合は、不当廉売の疑いがあるものとして公正取引委員会に報告することがある。

⑽　本工事は、当局が設定する調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳が当局が定めた基準を満たさないもの等に対して特別重点調査を実施する工事である。（入札説明書参照）

⑾　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。

2　競争参加資格

本工事の一般競争入札に参加するためには⑴から⑿に示す要件をすべて満たさなければならない。

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体、経常建設共同企業体又は単体有資格業者であること。

なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中国地方整備局（港湾空港関係）における港湾等鋼構造物工事に係る平成25・26年度一般競争参加資格の決定を受けていること。

⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者、経常建設共同企業体又は単体有資格業者にあっては、中国地方整備局（港湾空港関係）における港湾等鋼構造物工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,100点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した港湾等鋼構造物工事における客観点数が、1,100点以上の者であること。）。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、中国地方整備局（港湾空港関係）における港湾等鋼構造物工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,100点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した港湾等鋼構造物工事における客観点数が、1,100点以上の者であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑶の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、平成11年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、以下の要件を満たす工場製作及び海上一括架設の同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、工場製作と海上一括架設の施工実績については同一工事でなくてもよいが、１）～３）の要件は同一工事の施工実績であること。

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。

（工場製作の要件）

１）構造形式が鋼連続箱桁橋であること。

２）道路橋（Ａ活荷重のものを除く）又は、鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

３）最大支間長が50m以上であること。

（海上一括架設の要件）

１）構造形式が鋼連続桁橋であること。

２）道路橋（Ａ活荷重のものを除く）又は、鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

３）最大支間長が50m以上であること。

なお、当該施工実績が地方整備局の発注した工事（港湾空港関係）に係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成11年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、以下の要件を満たす工場製作又は海上一括架設の同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、工場製作と海上一括架設に掲げる１）～３）の要件は同一工事の施工実績であること。

（工場製作の要件）

１）構造形式が鋼連続箱桁橋であること。

２）道路橋（Ａ活荷重のものを除く）又は、鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

３）最大支間長が50m以上であること。

（海上一括架設の要件）

１）構造形式が鋼連続桁橋であること。

２）道路橋（Ａ活荷重のものを除く）又は、鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

３）最大支間長が50m以上であること。

なお、当該施工実績が地方整備局の発注した工事（港湾空港関係）に係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

③　経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が、平成11年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、以下の要件を満たす工場製作及び海上一括架設の同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、工場製作と海上一括架設の施工実績については同一工事でなくてもよいが、１）～３）の要件は同一工事の施工実績であること。

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。

（工場製作の要件）

１）構造形式が鋼連続箱桁橋であること。

２）道路橋（Ａ活荷重のものを除く）又は、鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。